

兵庫県警察におけるサイバーセキュリティ戦略の継続実施について（一般甲）

〔令和2年9月7日〕
兵警C I一般甲第78号

兵庫県警察におけるサイバーセキュリティ戦略の継続実施について（一般甲）（要
徹底）

対号 兵庫県警察におけるサイバーセキュリティ戦略の改定につい
て（平成30年12月4日兵警サ一般甲第131号）

複雑・巧妙化するサイバー空間の脅威に先制的かつ能動的に対処するため、対号に基づき
各種対策を推進しているところであるが、引き続き兵庫県警察におけるサイバーセキュリテ
ィ戦略（別添）に基づき、各種対策を推進することとしたので、各所属長は、所属職員に周
知徹底の上、その実効を上げられたい。

なお、対号は廃止する。

別添

兵庫県警察におけるサイバーセキュリティ戦略

第1 サイバー空間の脅威への対応の強化

サイバー空間と実空間の一体化が進む中、県民生活の安全安心を確保するため、警察におけるサイバー空間の脅威への対処に関する知見を部門横断的に活用し、サイバー犯罪及びサイバー攻撃の捜査（以下「サイバー捜査」という。）、国の公安を脅かす事案の防止等を推進することにより、サイバー空間の脅威への対応を強化する。

1 サイバー犯罪に対する捜査等の推進

高度な情報技術が悪用され、組織的に敢行されるサイバー犯罪に対しては、関係部門が連携するなどして、犯人の検挙に向けた捜査はもとより、その手口、組織的なつながり等の解明を推進するとともに、インターネット上の違法情報及びインターネットを利用した児童を対象とする性犯罪を含むネットワーク利用犯罪に対しては、サイバー犯罪対策担当部門のみならず、各事件主管課が主体的に捜査を推進する。

また、サイバー空間の脅威に関する情勢の把握、新たな手口のサイバー犯罪への対応、情報技術の解析の更なる活用等に努める。

2 国の公安を脅かす事案の防止及び対処

地方公共団体、重要インフラ事業者等を標的としたサイバーテロ及びサイバーインテリジェンスに対して、平素から情報の収集及び分析に努め、重要インフラ事業者等との実戦的な共同対処訓練、情報窃取の標的となるおそれの高い先端技術を有する事業者との情報共有等を実施するとともに、サイバー攻撃等の発生時の緊急対処、サイバー攻撃等に対する捜査及び実態解明等を推進する。

3 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京大会」という。）を標的としたサイバー攻撃の発生が懸念されることから、東京大会の安全・円滑な準備及び運営のため、警察組織が一体となってサイバーセキュリティ対策に関する体制を確立する。

第2 警察における組織基盤の更なる強化

情報技術の進展によるサイバー空間の脅威の高度化、多様化等の社会情勢の変化に対応するため、サイバー捜査及び情報通信技術に関する知識等を有する人材の育成、サイバー捜査の手法に関する研究開発等を推進し、サイバー空間の脅威への対処に関する組織基盤を強化する。

1 部門間の連携の推進

サイバー空間の脅威に対し、警察の総合力を発揮した効果的な対策を推進するため、部門間の連携体制の確保に努める。

2 サイバー空間の脅威への対処に関する人的基盤の強化

職員の採用及び登用、情報技術解析部門及び民間事業者の知見等を活用した教養及び研修、サイバー捜査の適性及び能力を有する人材に関するキャリアパス（目標となる職位又は職務に就くために必要な一連の業務経験、ステップ、配置異動等のルール

をいう。)の管理等を部門横断的かつ体系的に実施し、サイバー捜査及び情報通信技術に関する知識等のレベルごとの育成数の目標及び達成年度を定めた計画的な人材育成を推進することにより、警察全体のサイバー空間の脅威への対処能力を底上げするとともに、サイバー犯罪対策及びサイバー攻撃対策に従事する職員の知識及び技術の更なる向上を図る。

また、サイバー捜査官の育成、運用等により、警察全体のサイバー捜査に関する能力の向上に努め、サイバー捜査の適性及び能力を有する人材については、その特性を踏まえた人事配置を推進する。

3 情報の収集及び分析並びに技術支援体制の強化

サイバー空間の脅威の実態を把握するため、サイバー捜査の手法に関する研究・指導体制の強化、サイバー捜査に関する資機材及び解析用資機材の整備等を推進し、サイバー犯罪、サイバー攻撃等に関する情報の収集及び分析並びにサイバー捜査のための技術支援体制を強化する。

4 新たな技術の活用及び研究開発の推進

人工知能（A I）等の新たな技術を活用した業務の高度化及び効率化に関する検討を推進するとともに、ダークウェブ上の情報の収集及び分析の手法、不正プログラム及び犯罪に悪用され得る新たな技術に関する解析手法等の研究開発を推進する。

5 警察における堅牢な情報セキュリティ対策

警察に対するサイバー攻撃による被害を未然に防止し、又は最小化するため、全警察職員の情報リテラシーの向上、情報セキュリティインシデントに対する対処能力の強化等の警察における堅牢な情報セキュリティ対策を推進する。

第3 国際連携及び産学官連携の推進

サイバー空間の脅威への対処は、警察のみならず、関係機関・団体等が連携し、社会全体で取り組むべき課題であることを踏まえ、国際連携及び産学官連携を図り、社会と一体となった取組を推進する。

1 国際連携の推進

国境を越えて行われるサイバー犯罪及びサイバー攻撃に対処するため、警察庁における国際捜査共助の枠組みを活用し、迅速かつ的確な国際捜査を実施するなど、国際連携の強化を図る。

2 産学官の知見等を活用した対策の推進

日本サイバー犯罪対策センター（J C 3）等と連携し、産学官の情報及び知見をサイバー犯罪及びサイバー攻撃の取締り及び被害防止対策に活用するとともに、関係機関及び民間事業者と連携し、サイバー空間における事後追跡可能性の確保等に努めるなど、サイバー空間の脅威に対処するための環境の整備を推進する。

3 民間事業者等における自主的な被害防止対策の促進

サイバー犯罪及びサイバー攻撃による被害を防止するためには、警察による取組のみならず、民間事業者、インターネット利用者等における自主的な対策が重要であることから、関係機関、民間事業者・団体等と連携した効果的な広報啓発活動等を推進する。